

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報があつた場合

- ① 「いじめ対策委員会」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録，共有を行う。
- ② いじめの事実の確認を行い，結果を教育委員会へ報告する。

重大事態が発生した場合

- 教育委員会に重大事態の発生を報告する
(教育委員会から地方公共団体の長等に報告する)

重大事態

- ※ 「生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」がある。(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- ※ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある。
(年間30日以上欠席，又は一定期間連続して欠席している)
- ※ 「生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があつたとき」

- 教育委員会が，重大事態の調査の主体を判断する

重大事態の調査主体を学校とした場合

教育委員会の指導・支援のもと，以下のような対応にあたる。

- 学校の下に，重大事態の調査組織を設置する

- ※ 組織の構成については，専門的知識及び経験を有し，当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより，当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。
- ※ 「いじめ対策委員会」を母体として，当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考える。

- 調査組織で，事実関係を明確にするための調査を実施する

- ※ いじめ行為の事実関係を，可能な限り網羅的に明確にする。この際，因果関係の特定を急ぐべきではなく，客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※ たとえ調査主体に不都合があつたとしても，事実にしかりと向き合う。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も，調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

- いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する

- ※ 調査により明らかになつた事実関係について，情報を適切に提供(適時・適切な方法で，経過報告があることが望ましい)する。
- ※ 関係者の個人情報に十分に配慮する。ただし，いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがないようにする。
- ※ 得られたアンケートは，いじめられた児童生徒や保護者に提供する必要があることを念頭におき，調査に先立ち，その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置をとる。

- 調査結果を教育委員会に報告する(※設置者から地方公共団体の長等に報告する)

- ※ いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には，いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け，調査結果に添える。

- 調査結果を踏まえて必要な措置をとる

重大事態の調査主体を教育委員会とした場合

- 教育委員会の指示のもと，資料の提出など，調査に協力する